

発行/愛知県医療勤務環境改善支援センター 受託/公益社団法人愛知県医師会

「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するた の医療法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令 の公布について

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律(令和3年法律第49号。以下「改正法」 という。)の一部の施行に伴い、「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の一部 の施行期日を定める政令」等が令和4年1月19日公布されました。

改正等の趣旨

医師について令和6年4月1日から、労働基準法(昭和22年法律第49号)による時間外労働の上限規制の適用が開始されることに伴い、 改正法による改正後の医療法(昭和23年法律第205号)について、

- ・医療機関の管理者に、長時間労働の医師の健康管理の体制整備を義務付けること
- ・医療機関の管理者に、長時間労働の医師に対する面接指導等の健康確保のための措置を義務付けること
- ・地域医療の確保等のために医師の長時間労働が必要となる医療機関(「特定労務管理対象機関」という。)を 指定し、都道府県が労働時間短縮のための支援を行う等の仕組みを創設すること

等が、令和6年4月1日から施行されることに伴い、関係法令の改正等が行われたものです。 ※「いきいき働く医療機関サポートWEB」→「役に立つ情報」→「各種法令・通知」に掲載されています。





令和4年度次期診療報酬改定の大枠が確定しました。





厚生労働省社会保障審議会医療保険部会及び医療部会において「令和4年度診療報酬改定の基本方針」が決定され、「安心・安全で質の高い医療の実 現のための医師等の働き方改革等の推進」は「重点課題」とされており、令和4年2月9日の中央社会保険医療協議会・総会で答申が行われました。答申 の中から「医療従事者の働き方改革」については、下記のとおりです。

安心・安全で質の高い医療の実現のための医師等の働き方改革等の推進

- 地域医療の確保を図る観点から早急に対応が必要な救急医療体制等の確保 ・地域医療体制確保加算の見直し
- 医療機関内における労務管理や労働環境の改善のためのマネジメントシステムの実践に資する取組の推進
 - ・勤務医の負担軽減の取組の推進
 - ・夜間の看護配置に係る評価及び業務管理等の項目の見直し
- 各職種がそれぞれの高い専門性を十分に発揮するための勤務環境の改善、タスク・シェアリング/タスク・シフティング、チーム医療の推進
 - ・医師事務作業補助体制加算の見直し
- ・病棟薬剤業務実施加算の見直し
- ・看護補助者の更なる活用に係る評価の新設

- 特定行為研修修了者の活用の推進
- ・周術期における薬学的管理の評価の新設
- 業務の効率化に資するICTの利活用の推進、その他長時間労働などの厳しい勤務環境の改善に向けての取組の評価
 - ・医療機関におけるICTを活用した業務の効率化・合理化・標準規格の導入に係る取組の推進
 - ・医療機関等における事務等の簡素化・効率化

※厚生労働省HP→政策について→審議会・研究会等→「中央社会保険医療協議会」参照 または、厚生労働省HP⇒カスタム検索「2022年度診療報酬改定」参照

















医師の働き方改革 現状と目指す姿

- ●これまでの我が国の医療は医師の長時間労働により支えられており、今後、医療ニーズや医療の高度化、少子化に伴う医療の担い手の減少が 進む中で、医師個人に対する負担がさらに増加することが予想されます。
- こうした中、医師が健康に働き続けることのできる環境を整備することは、医師本人にとってはもとより、患者・国民に対して提供される 医療の質・安全を確保すると同時に、<mark>持続可能な医療提供体制</mark>を維持していく上で重要とされるところです。
- ●地域医療提供体制の改革や、各職種の専門性を活かして患者により質の高い医療を提供するタスク・シフト/シェアの推進と併せて、 医療機関における医師の働き方改革が必要であるとされたものです。

医師の 長時間労働

- ・病院常勤勤務医の約4割が年960時間超、約1割が 年1,860時間超の時間外・休日労働
- ・特に救急、産婦人科、外科や若手の医師は長時間の傾向が強い

労務管理が 不十分

36協定が未締結や、客観的な時間管理が行われていない 医療機関も存在

業務が 医師に集中

患者への病状説明や血圧測定、記録作成なども医師が担当

労務管理の徹底、労働時間の短縮により医師の健康を確保する

全ての医療専門職それぞれが、自らの能力を活かし、 より能動的に対応できるようにする

質・安全が確保された医療を持続可能な形で患者に提供

長時間労働を生む構造的な問題への取組

医療施設の最適配置の推進(地域医療構想・外来機能の明確化)

地域間・診療科間の医師偏在の是正

国民の理解と協力に基づく適切な受診の推進

医療機関内での医師の働き方改革の推進

適切な労務管理の推進

タスクシフト/シェア 業務範囲の の推進 拡大·明確化

一部、法改正で対応

行政による支援

・医療勤務環境改善支援センターを通じた支援

医師の健康確保

インターバル規制(または代償休息)

1+1

.

健康状態を医師がチェック

連続勤務時間制限と勤務間

·経営層の意識改革(講習会等)

面接指導

休息時間の確保

・医師への周知啓発 等

時間外労働の上限規制と健康確保措置の適用(2024.4~) 法改正で対応

- 地域医療等の確保 ① 医療機関が医師の労働時間短縮計画の案を作成
- ② 評価センターが**評価**
- ③ 都道府県知事が指定
- ④ 医療機関が計画に基づく取組を実施

医療機関に適用する水準	年の上限時間	面接指導	休息時間の確保	
A (一般労働者と同程度)	960時間	義務	努力義務	
連携B(医師を派遣する病院)	1,860時間 ※2035年度末を目標に終了		義務	
B (救急医療等)				
C-1(臨床·専門研修)	1,860時間			
C-2 (高度技能の修得研修)				

医師の働き方改革の全体像 医師の働き方改革を、様々な局面から推進していきます。

医療機関: 労働時間短縮に向けた取組と適切な労務管理

労働時間短縮に向けた取組

- ・タスク、シフト/シェア ・医師の業務の削減
- ・変形労働時間制等の導入
- ·ICT等の活用 ·その他の業務削減、効率化

・地域の医療機関間の医師配置の見直し等





組の

労務時間管理の徹底

- ・客観的な手法による労働時間の把握
- ・36協定の締結・宿日直、研磨の適性な取扱い等

追加的健康確保措置

- ・連続勤務時間制限、勤務間インターバル、代償休息
- · 而接指導 等

診療体制の見直し

- ・救急等の医療提供の見直し
- ・診療科の見直し、病院の再編、統合

地域医療構想





適切な労働時間の把握・給与の支払い

医療の質を確保しつつ、 時間外・休日労働時間数を削減



住民 適切なかかり方

医療のかかり方を見直し かかりつけ医の活用

→大病院への集中の緩和

労働時間短縮に 支援を実施

大学・大学病院(医療機関・医局機能)

・診察 ・研究 ・医師の養成等

評価 機能

労働時間短縮に向けた取組。 労務管理状況について評価

都道府県 地域の医療提供体制の確保

勤務環境改善支援

・医療動務環境改善支援センター等を诵じ、医療機関に対する労働時間短縮等に向けた動務環境改善の支援

- ・医師確保計画等を通じた地域及び 診療科の医師偏在対策
- 総合診療専門医の確保
- ・臨床研修医の定員の配置等による偏在対策

地域医療構想

- ・地域の医療ニーズに即した効率的な 医療機能の確保
- ・公立、公的医療機関等の2025年に向けた 具体的対応方針の検証

















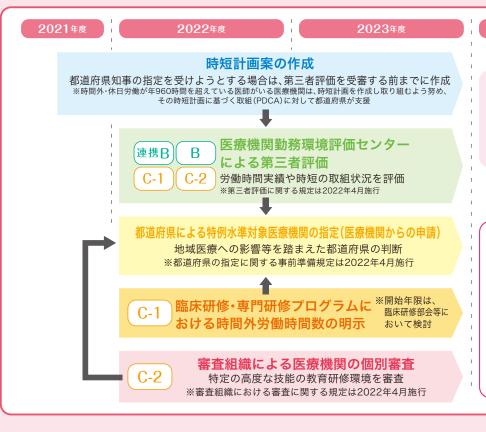








連携B・B・C水準の指定申請には、医師労働時間短縮計画案を作成し、評価センターの評価を受けることが必要です。 2021年度中に労働時間(実態)を把握し、ゴール(どの水準を目指すか)を設定し、取組を開始することが重要です。



2024年度

時間外・休日労働が 年960時間以下の 医師のみの医療機関は 都道府県の指定不要

特例水準の指定を 受けた医療機関

- ・時短計画に基づく取組み
- ・特例水準適用者への追加的 健康確保措置
- ・定期的な時短計画の見直し、 評価受審

В

連携B

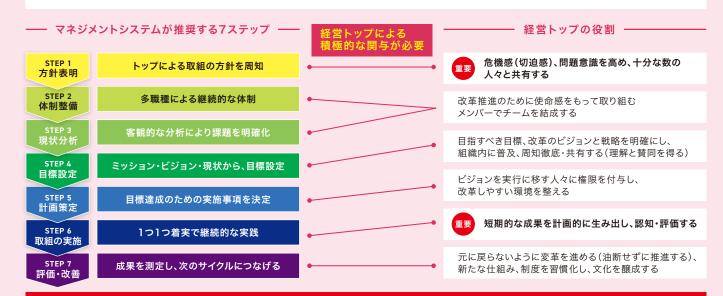
C-1

)(C-2

※一医療機関は一つ又は複数の水準の指定 ※特例水準は、指定の対象となった業務に 従事する医師に適用される。

働き方改革 取組ポイント

取組の全体像は方針表明から始まり、評価・改善の7つのステップです。いずれのステップにおいても、部門間に障壁等の様々な問題が発生し得ます。これらの問題はトップがリーダーシップを発揮し積極的に関与している医療機関ほど迅速に解決されているため経営のトップは積極的に関与するようにしましょう。



最初は、取組やすいものから取組、達成感を味わうことが継続する上でのポイントです!

平成30年度、厚生労働省委託事業「医療分野の勤務環境改善マネジメントシステムに基づく医療機関の取組に対する支援の充実を図るための調査・研究」より









医療機関に対する働き方改革セミナーを開催しました 第5回

令和4年1月31日(月)にWeb配信で開催され、多数のご参加をいただきました。

講演1

[医師の働き方改革の動向と医療機関で進めるためのポイント]

講 師 愛知県医療勤務環境改善支援センター 医療労務管理アドバイザー 森本 智恵子



・当センター森本アドバイザーより「働き方改革の制度概要について、医療機関における対応のポイント」について説明をしました。

「働き改革推進のカギとなる医師事務作業補助者の役割について」 講演2

講師

特定非営利活動法人 日本医師事務作業補助研究会 愛知・岐阜支部 支部長 永田 ここの



・講師も医師事務作業補助者であり、ご自身の経験も含め、「医師事務作業補助者とは」の説明から、医師事務作業補助者の働き方改革に おける役割についてご講演いただきました。

ミナー · 資 料 <抜粋>











愛知県医療勤務環境改善支援センターは、医療機関の 勤務勧奨改善に取り組む医療機関を支援します!

メルマガ会員 募集中!



愛知県医療勤務環境改善支援センターの ホームページのトップ画面よりお申込みください。 各種セミナーのご案内等いち早くお届けします!

登録は コチラから



お問い合わせ

愛知県・愛知労働局 委託事業 愛知県医療勤務環境改善支援センター (公益社団法人愛知県医師会)

〒460-0008 名古屋市中区栄4丁目3-26 昭和ビル6階 TEL 052-212-5766 FAX 052-212-5767

E-mail info@aichi-medsc.or.jp









